

【2020年4月24日から】

## 産業成長応援補助金(大型投資)の認定が 受けやすくなります！

～認定要件(雇用等)を令和2年度に限り緩和します～

鳥取県産業成長応援補助金(大型投資→成長・規模拡大ステージ、一般投資支援の2区分)の認定について、雇用増要件・付加価値増要件を緩和し、雇用維持のみで認定可能とすることで、県内企業の投資を支援します。

### 対象事業

令和2年3月6日から令和3年3月31日(令和2年度末)までに認定を受けた産業成長事業

※従前の企業立地事業補助金等は要件緩和の対象にはなりません。

### 要件緩和の概要

【現行】

(成長・規模拡大ステージ)

雇用増5人以上

又は

雇用維持+付加価値増5%/年以上

(一般投資支援)

雇用増3人以上

又は

雇用維持+付加価値増4%/年以上



※付加価値は(営業利益+人件費+減価償却費)の合計で算出

【改正後】

両ステージとも

**雇用維持のみ**

で認定可能に

※その他の認定要件(投資額3,000万円超等)は現行と同じ

### その他

- ・補助金の支払いは、事業完了後、補助要件達成を確認してからとなります。
- ・新型コロナウイルス対策としての設備投資(一般投資支援)は+5%加算の対象となります。(令和2年度末の認定まで)

【問合せ先】鳥取県商工労働部 立地戦略課(立地政策担当)

電話 0857-26-7220 FAX 0857-26-8117 メール ritti@pref.tottori.lg.jp